

広島県警察における個人情報の取扱いに関する訓令

平成18年2月3日
本部訓令第2号

改正 平成27年7月本部訓令第18号
平成28年6月本部訓令第25号

平成27年12月本部訓令第24号

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察における個人情報の取扱いに関する訓令を次のように定める。

広島県警察における個人情報の取扱いに関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 個人情報の管理体制（第3条—第8条）
 - 第3章 個人情報の取扱い（第9条—第15条）
 - 第4章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、広島県警察における個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 文書等 広島県警察の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、職員が組織的に用いるものとして、広島県警察本部長が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- （2） 課 広島県警察本部（以下「本部」という。）にあつては広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条から第5条までに規定する課、室及び隊、組織規則第6条に規定する科学捜査研究所、組織規則第24条の5第1項に規定する広島県警察広島市警察部の課並びに組織規則第25条に規定する広島県警察学校をいい、警察署（以下「署」という。）にあつては組織規則第27条第1項に規定する課及び組織規則第28条に規定する特別警ら隊をいう。
- （3） 所属 本部の課及び署をいう。

一部改正〔平成27年本部訓令第18号・24号〕

第2章 個人情報の管理体制

全部改正〔平成27年本部訓令第24号〕

（総括個人情報管理者）

第3条 広島県警察に総括個人情報管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、広島県警察における保有個人情報（個人番号を含む。以下同じ。）の管理に関する事務を総括するとともに、各所属における個人情報の取扱いが適正に行われるように指導しなければならない。

3 総括個人情報管理者は、この訓令による個人情報の取扱いの状況について、実地に監査し、及び第5条の個人情報管理者から報告を求めることができる。

一部改正〔平成27年本部訓令第24号〕

（副総括個人情報管理者）

第4条 広島県警察に副総括個人情報管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐する。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(個人情報管理者)

第5条 各所属に個人情報管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、当該所属における次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報を取り扱う事務に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の指導監督に関すること。
- (3) 個人情報取扱事務に関する登録簿の作成、変更及び抹消に関すること。
- (4) 個人情報の取扱いの制限に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する事務の総括に関すること。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(個人情報取扱責任者)

第6条 各所属に個人情報取扱責任者を置き、本部の課にあっては次席、副隊長又は副校長をもって、署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

2 個人情報取扱責任者は、個人情報管理者を補佐する。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(個人情報取扱担当者)

第7条 個人情報管理者は、課の職員のうちから、個人情報取扱担当者を1名以上指名する。

2 個人情報取扱担当者は、個人情報取扱責任者を補佐する。

全部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(保有特定個人情報の管理体制の整備)

第8条 個人情報管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を行う場合には、当該特定個人情報を取り扱う職員(以下「特定個人情報取扱担当者」という。)並びに各特定個人情報取扱担当者の役割及び取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

2 個人情報管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定個人情報を取り扱う事務の流れを整理し、特定個人情報の具体的な取扱方法を整理すること。
- (2) 特定個人情報取扱担当者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、条例その他関係する法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の所属内及び関係先への報告連絡体制を整備すること。
- (3) 保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)その他安全確保の上で問題となると思料する事案の発生又は兆候を把握した場合の所属内及び関係先への報告連絡体制を整備すること。
- (4) 保有特定個人情報の漏えい等その他安全確保の上で問題となると思料する事案の発生又は兆候を把握した場合の所属内における対応体制を整備すること。

3 個人情報管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合には、関係する所属の個人情報管理者と協議し、各所属の任務分担及び責任を明確化するものとする。

全部改正〔平成27年本部訓令24号〕

第3章 個人情報の取扱い

(責務)

第9条 職員は、条例の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報管理者及び個人情報管理者の指示に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(正確性の確保)

第10条 職員は、別に定める場合を除き、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、速やかに個人情報管理者に報告し、その事務の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は消去するものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(取扱いの制限)

第11条 個人情報管理者は、職員がその事務の目的以外の目的で個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、他に定めのない場合が必要があると認めるときは、個人情報の取扱いについて、その内容に応じ、次に掲げる事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 複写及び複製並びに持出しに関する事項
- (4) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている文書等にあつては、漏えい等その他当該特定個人情報の管理に係る事故の発生を防止するために当該場所について講じる物理的措置
- (5) 保存すべき場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な事項

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(登録簿)

第12条 個人情報取扱事務を明らかにし、一般の閲覧に供するため、本部にあつては総務部総務課に、署にあつては警務課に登録簿を備え置くものとする。

2 登録簿の作成、変更及び抹消に関する手続は別に定める。

(保存期間)

第13条 特定個人情報の取得、利用、廃棄等の取扱状況を記録する文書等の保存期間は、7年とする。

2 特定個人情報を把握するために県民等から提出のあつた届出書については、保存期間1年未満の文書等とし、当該事案の完結後に細断など適切な措置を講じた上で廃棄するものとする。

追加〔平成28年本部訓令25号〕

(廃棄等)

第13条の2 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を廃棄し、又は当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となるよう消去するものとする。

2 個人情報管理者は、個人情報が記録されている文書等を廃棄するときは、漏えい防止のための措置を講じるものとする。

3 個人情報管理者は、委託により個人情報が記録されている文書等の廃棄等を行う場合は、職員の立会い等必要な措置を講じるものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令24号・28年25号〕

(業務の委託)

第14条 個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託する場合には、別に定める広島県警察個人情報取扱委託基準により行うものとする。

2 個人情報の取扱いを伴う事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

全部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(提供の際の措置)

第15条 個人情報管理者は、条例第6条第1項第3号から第8号までの規定により、保有個人情報をその利用の目的以外の目的のために提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る保有個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

2 個人情報管理者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに保有特定個人情報が提供されないようにするための措置を講じるものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

第4章 雑則

(事案発生時等の措置)

第16条 職員は、個人情報の漏えい等その他安全確保の上で問題となると思料する事案の発生又は兆

候を把握した場合は、直ちにその旨を個人情報管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、総括個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報管理者は、事案の発生又は再発の防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。

全部改正〔平成27年本部訓令24号〕

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報管理者が別に定める。

一部改正〔平成27年本部訓令24号〕

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月27日本部訓令第18号)

この訓令は、平成27年7月29日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日本部訓令第24号)

この訓令は、平成27年12月21日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日本部訓令第25号)

この訓令は、平成28年6月6日から施行する。